

目次

- ・はじめに
- ・大阪府福祉のまちづくり条例　条例前文

序章

1　目的	序章-1
2　誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点	序章-1
3　施設の計画・設計	序章-12
4　施設の管理・運営	序章-23
5　バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準	序章-29
6　建築物の手続き	序章-39

建築物等の整備方針

〈建築物等の整備方針の見方〉

[1] 敷地内の通路	P. 1
[2] 出入口	P. 8
[3] 廊下等	P. 17
[4] 階段	P. 23
[5] 傾斜路	P. 31
[6] エレベーター	P. 34
[7] エスカレーター	P. 43
[8] 便所	P. 48
[9] 駐車場	P. 72
[10] ホテル又は旅館の客室	P. 78
[11] 浴室等	P. 102
[12] 標識	P. 109
[13] 案内設備	P. 117
[14] 案内設備までの経路	P. 121
[15] 子育て支援設備	P. 127
[16] 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）	P. 132
[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）	P. 139
[18] 知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備	P. 152
[19] 避難設備等	P. 157
[20] バリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館）	P. 161
[21] 小規模店舗における設計ガイドライン	P. 183

用語集

引用文献等・参考資料

- ◆引用文献一覧
- ◆参考資料　目次

